

1. 新型コロナウイルス感染症拡大への対応

(1) 基本的な考え方

- ・新型コロナウイルス感染症の完全収束は、ワクチンが出来るまで、長期的なものとなる可能性。
- ・今は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止や重症化防止が最優先課題であり、事業者の雇用維持や事業継続・資金繰りへの支援等に万全を期す必要がある。
- ・その上で、経済活動について、感染症拡大の前のビジネスモデルに完全にすることは難しいと認識すべきであり、かつてのオイル・ショックのように、中長期的に、不可逆なビジネスモデルの変化、産業構造の変化を伴うものと考えべきではないか。
- ・今後は、感染拡大防止と経済活動を両立する「新たな日常」を探るべきであり、新たなビジネスモデルの検討が必要ではないか。

(2) 雇用の維持

- ・雇用維持の要である雇用調整助成金については、事業者が給付を受け取るまで2ヶ月はかかるとの指摘もある中で、申請書類の簡素化などに取り組んでいるが、迅速な支給を目指し、事業者側ではなく、労働者側が、直接、給付を申請できる制度も検討すべきではないか。
- ・また、英国では、休業対象となった従業員の休業前の給与の8割として、1人当たり月33万円(2500ポンド)を上限に支給する制度を創設^(※)。これは、一日当たり1万5000円(一ヶ月の労働日数を22日として計算)となり、我が国の雇用調整助成金の日額上限額(8330円)のおよそ倍額となる。英国の取組も参考に、我が国も、雇用調整助成金の日額上限の引上げを検討すべきではないか。

(※) Coronavirus Job Retention Scheme(コロナウイルス雇用維持スキーム)

(3) 家賃への対応

- ・休業中の事業者、特に中小・小規模事業者や個人事業主にとって、変動費は減少する一方で、引き続き発生する固定費の支払いは大きな負担であり、事業継続の大きな障害。特に、固定費のうち、人件費と家賃が大きな割合を占めており、雇用調整助成金の抜本改正を図るとすると、家賃の支払いは残された大きな課題。

(※) 中小企業が支払う家賃については、全国の平均額は年間280万円だが、東京都は年間600万円が平均額であり、地域においてバラツキがある。

- ・事業の継続を図るため、中小・小規模事業者や個人事業主の家賃負担の軽減を図るべきではないか。
- ・その際、できるだけ事務負担を簡素化し、スピーディな給付が可能となる制度とすべきではないか。

(4) 資金繰り対応の強化

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、中小企業に加え、中堅・大企業の経営状況も悪化。中堅・大企業では、自動車製造、エアライン等の世界的に需要が減少している分野に加え、素材産業等においても、資金繰りの悪化が懸念される状況。
- ・足下では、一連の経済対策による資金繰り対応策により、政策金融機関の貸出が増加し、新規の取引先が拡大。今後、将来の事業再開の見通しが不透明な状況の中では、政策金融機関のみならず、地方銀行、メガバンクなど民間金融機関による積極的融資を促すことが重要ではないか。
- ・この際、新型コロナウイルス感染症が収束すれば、業績が回復することが期待されるにも関わらず、民間金融機関が、将来の不良債権化により貸倒引当金を積まなければならなくなることをおそれて過度に萎縮し、自らの新規融資を抑制したり、与信残高を減少することが懸念される中、かかる懸念を払拭するための措置を講ずるべきではないか。
- ・今後、事業者の債務が増加してきた場合の対応として、出資という可能性はあるが、出資は、事業会社サイド、経営者にとって、受け入れにくい条件を付すことになり、かえって資金繰りの対応を遅らせるおそれもある。まずは、劣後ローン^(※)を検討すべきではないか。その上で、ケースバイケースで大企業、中堅・中小企業に出資を含めた支援を行うため、その仕組みについて併せて検討すべきではないか。

(※) 資本性の借入金。一般の民間銀行のローンより劣後してしか返済請求できない借入金。

- ・以上の事業者向けの支援策と併せて、後年に自身の業務の運営に影響がでることをおそれて金融機関が貸し渋りをすることがないように、金融機関の資本を厚くするとともにバランスシートを軽くするための法制度の維持・拡充も図るべきではないか。

(5) 感染拡大防止と両立するビジネスモデルの再構築

- ・新型コロナウイルス感染症は経済活動に大きな影響を与えている。特に、宿泊、飲食、フィットネスクラブ等では、1年前と比べて売上が減少した企業の割合が他の業種に比べて高くなっている。
- ・G7首脳テレビ会議(4月16日)では、「各国の経済活動を安全な形で再開するための準備が重要」との点で一致。これに併せ、感染症拡大の前のビジネスモデルに完全に戻ることは難しいとの認識の下で、感染拡大防止と両立する新たなビジネスの方法を検討するべきではないか。
- ・例えば、感染拡大防止を前提として、宅配サービスの積極利用や無観客イベントといった取組も始まっている中、宅配・テイクアウトの食券への助成や、緊急事態宣言の対象から除かれた県内の観光や食などへの助成などを含め、宿泊・移動、食、イベントの各業界に対して、「3つの密」の回避や人と人の距離の確保などを勘案した、新たなビジネスの方法を考えていくことが必要ではないか。
- ・シンガポール等で開発・導入が進む接触追跡アプリや健康管理・把握アプリの活用を図るべきではないか。

2. 低速・小型の自動配送ロボット

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い宅配需要が急増し、人手を介さない非接触型の配送ニーズが高まる中で、無人の低速・小型の自動配送ロボットを活用した新たな配送サービスの実現が期待される。(例えば、スーパー・飲食店や小包の配送拠点から周辺の消費者の自宅への配送や、定期的な集荷・運搬業務に活用することを想定。)
- ・海外では実際に公道を走行して配送に用いる事例もある一方、我が国の制度(道路運送車両法、道路交通法)では、(歩道で走行する時速6km以下の)低速で、かつ小型の無人自動配送ロボットについて、制度上位置づけられておらず、公道での実証も行われていない。ようやく、本年4月に、監視・操作者が近くでロボットを見ながら追従する「近接監視・操作」型に限り、歩道走行を含めた公道実証を行うことができる枠組みが整備された段階。
- ・我が国においても、社会的受容性を確認するとともに、収集したデータを踏まえて、継続的なサービス提供が可能となるよう、「遠隔監視・操作」型の公道実証を早期に行い、公道走行を実現すべきではないか。